

情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更について

1 情報連携の対象となる独自利用事務の事例とは

個人情報保護委員会では、独自利用事務の情報連携の対象となり得る事務を明確にするため、地方公共団体から要望のあった事務について、関係府省と協議の上、要件※に合致する典型的な事務を「事例」として決定しており、これまで 40 事例を公表してきたところである。

- ※① 独自利用事務の趣旨又は目的が準ずる先の法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的とおおむね同一であること
- ② 独自利用事務の内容が当該準ずる先の法定事務の内容と類似していること

2 地方公共団体からの要望状況

令和 6 年 2 月から実施した要望照会において、16 団体から計 52 件の要望を受け、関係府省とも協議の上、次のとおり事例の変更を行う。なお、要望の多くは既存の事例で情報連携が可能なものであった。

3 独自利用事務の事例の変更

次のとおり、事例の名称を変更する（別添 1 参照）。

※ 末尾の（ ）内は準ずる法定事務の利用特定個人情報提供省令第 2 条の表の項、《 》内は給付等の内容が類似する利用特定個人情報提供省令第 2 条の表の項、下線の箇所が今回追加する部分

【旧】高齢者の医療費助成に関する事務（132）《13》

【新】高齢者等の医療費助成に関する事務（132）《13》

4 情報連携開始時期

令和 7 年 6 月を予定している。

以上